

お知らせ



健康・福祉

水痘ワクチンが定期接種になりました！

なりました！

今まで任意接種（予防接種法の対象ではないが、希望者が自費で受けることができる予防接種）だった水痘（水ぼうそう）ワクチンが定期接種になりました（無料）。

水痘ワクチンを1回接種することで、水痘にかかる割合を80～85%程度、重症化をほぼ100%防ぐことができるといわれています。

対象年齢 1～3歳に至るまでの間にある方（平成23年10月2日～平成26年4月1日生まれの方）

※経過措置（平成26年度限り）

3～5歳に至るまでの間にある方かつ未接種の方を対象とし、1回接種とする（平成21年10月2日～平成24年3月31日生まれの方）

接種方法 3カ月以上の間隔をおいて、合計2回皮下に接種

※1回目の接種を2歳8カ月までに受けないと、2回目は3歳になってしまうため定期接種の対

象となりません。

標準的な接種期間

1歳から1歳3カ月に至るまでに初回接種し、追加接種は初回接種終了後6カ月から1年に至るまでの間隔をおいて1回行う。

その他 既に水痘にかかったことがある方は対象外です。

任意接種として既に水痘ワクチンを受けたことがある方は、既に接種した回数分の接種を受けたいものとなります。

健康支援課

☎ 801172

障害のある皆様へ

障害年金をご存じですか？

障害のある方が次の3つの要件をすべて満たしている場合は、国民年金・厚生年金保険の障害基礎年金や障害厚生年金を受け取ることができます。

①年金制度加入中に初診日があること（初診日が20歳前または60～65歳までの年金未加入期間中の方は障害基礎年金の対象となります）

②一定の障害の状態にあること

③保険料納付要件を満たしていること

障害基礎年金の年金額は、1級

障害が96万6000円、2級障害が77万2800円です。また、障害厚生年金の年金額は、厚生年金期間加入中の報酬額と加入期間で算出されます（配偶者や子どもがいるときは、これらの金額に一定額が加算される場合があります）。

障害年金を受けるには、本人またはご家族による年金の請求手続きが必要になります。

【ご注意ください！】

「障害者手帳の障害等級」と「国民年金・厚生年金保険障害等級」は、判断基準が異なるため、手帳の交付を受けても障害年金は受けられないこともあります。まずは、年金事務所へご相談ください。

☎ 千葉年金事務所

☎ 043（242）6320

心の健康に関わる研修会

精神障害者の方の健康的な生活について考えてみませんか。

日時 10月15日(水) 午後2～4時（受付・午後1時半）

場所 山武健康福祉センター

（山武保健所）3階大会議室

講師 印南悦子氏（健康食育シニアマスター）

対象 精神障害者家族・関係機

関職員・支援者・関心のある方

定員 70人程度

申込方法 10月9日(木)までに電話でお申し込み

☎ 山武健康福祉センター

☎ 540611

精神疾患患者家族による

家族学習会

精神疾患の治療・回復・対応の仕方などについての正しい情報を学び、家族自身の体験をお互いに語り合う支えあいの場です。

期日 10月21日、11月4日、11月18日、12月2日、12月16日（すべて火曜日）

時間 午後1～4時

場所 山武健康福祉センター

（山武保健所）3階多目的室

定員 10人以内（申し込みは電話またはファクス）

参加費 無料

主催 山武郡市精神障害者家族

会のぞみ会

協力 NPO法人地域精神保健福祉機構

☎ 山武郡市精神障害者家族

会のぞみ会事務局

☎ 883167

FAX 726470



☎ 健康支援課

☎ (80) 1171

肺炎球菌ワクチン予防接種とインフルエンザ予防接種は接種を受ける法律上の義務はありません。接種を希望される場合は、予防接種の効果と副反応についてご理解いただいたうえでお受けください。

※医療機関が対象なのかかわからない場合は、事前にご確認ください。
(市外の医療機関で接種される場合でも、山武市の予診票を使用してください)

対象医療機関 市内および山武郡市内の指定医療機関、千葉県内定期予防接種相互乗り入れ事業協力医療機関

助成方法 対象医療機関で接種料金を支払う際に、助成額を差し引いた残りの額(自己負担額)をお支払いいただきます

高齢者の予防接種費用の一部を助成します

【インフルエンザ予防】

インフルエンザは、咳やくしゃみで飛んだインフルエンザウィルスを吸い込んだり、手についたりして感染します。普通のかぜに比べて症状が強く、突然の高熱、頭痛、関節痛、筋肉痛などが伴います。気管支炎や肺炎を合併して重症化することが多く、感染力が強いことが特徴です。

対象者 次の要件のいずれかを満たしている方

- ①接種日に65歳以上の方
- ②接種日に60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障害(身体障害者手帳1級程度)を有する方(医療機関の窓口で身体障害者手帳を提示してください)

助成期間 10月1日(水)~12月31日(水)

助成金額 年1回のみ、1000円を限度として助成

ただし、生活保護受給世帯の対象者は接種費用全額を助成します(医療機関の窓口で受給証明書等の受給が確認できるものを提示してください)。

予診票 医療機関での混雑を避けるために昭和24年10月31日以前生まれの方および対象者②に該当する方のうち昨年度この定期接種を受けられた方に予診票を事前送付します。助成期間の途中で対象年齢となる方、平成26年10月1日以降に転入された方は、成東保健福祉センター、山武・松尾・蓮沼出張所、市内の各医療機関にて配付する予診票を利用してください。

【肺炎予防】

高齢者の肺炎球菌ワクチン予防接種が10月1日から定期接種化されます。

肺炎は、細菌やウイルスなどが体に入り、肺に炎症を起こす病気ですが、起因菌として最も多いのが「肺炎球菌」で、定期接種で接種する肺炎球菌ワクチンは肺炎球菌の型のうち23種類に対応しています。肺炎の予防と重症化防止のためワクチンを接種しましょう。

対象者 これまでに肺炎球菌ワクチン予防接種(※)を受けたことが無い市民で、次の要件のいずれかを満たしている方

- ①今年度中に65歳、70歳、75歳、80歳、85歳、90歳、95歳、100歳になる方(※平成26年度のみ101歳以上の人も対象)
- ②接種日に60歳以上65歳未満であって、心臓・腎臓・呼吸器・免疫機能に障害(身体障害者手帳1級程度)を有する方(医療機関の窓口で身体障害者手帳を提示してください)

※23価肺炎球菌莢膜ポリサッカライドワクチンのみを対象とします。

助成期間 10月1日(水)~平成27年3月31日(火)

助成金額 1回のみ、2000円を限度として助成

ただし、生活保護受給世帯の対象者は接種費用全額を助成します(医療機関の窓口で受給証明書等の受給が確認できるものを提示してください)。

予診票 医療機関での混雑を避けるために対象者①に該当する方に予診票を事前送付します。

平成26年10月1日以降に転入された方は、成東保健福祉センター、山武・松尾・蓮沼出張所、市内の各医療機関にて配付する予診票を利用してください。

※なお、現在、任意予防接種として実施している75歳以上の方の肺炎球菌ワクチン接種については、平成27年3月31日の接種をもって終了となります。

お知らせ

健診は受けましたか？

市では、集団健診の日程では、都合が合わなかった方を対象に、個別健診（指定の医療機関で、個別に受けられる健診）を実施しています。

生活習慣病は、発症や進行に生活習慣が深く関わっており、ほとんど自覚症状がなく、症状が現れた時にはかなり進行していることがあります。

年に1回は健診を受け、健康の保持に役立てましょう！

対象者 40歳以上の国民健康保険被保険者・後期高齢者医療被保険者

指定医療機関

さんむ医療センター

☎(82) 2521

日向診療所

☎(88) 1154

花城医院

☎0479(86) 2233

宇井医院

☎(86) 2522

費用

国民健康保険被保険者 1000円
後期高齢者医療被保険者 無料

受診方法

指定医療機関に電話予約のうえ、受診してください。
※詳しくは、広報さんむ7月号6ページをご覧ください。

☎ 国保年金課

☎(80) 1143

国民健康保険被保険者資格証明書で医療機関を受診したときは

災害などの特別な理由がなく国民健康保険税を滞納すると、保険給付の全部または一部が差し止められることがあります。この場合、「被保険者証」ではなく、「被保険者資格証明書」が交付されます。

被保険者資格証明書を使って診療を受けた場合、病院の窓口で支払う医療費が全額自己負担となりますが、後日、申請することにより、支払った医療費のうち保険給付分が「特別療養費」として払い戻されます。

ただし、国民健康保険税を滞納している場合は、特別療養費をこの滞納分に充てることになりません。

対象者

国民健康保険被保険者資格証明書交付者

手続き

医療費を全額自己負担した翌々月以降に、次のものを用意して申請してください。

①領収書

②国民健康保険被保険者資格証明書
③世帯主名義の預金通帳（滞納がない場合）

④印鑑（認印でよい）

☎・☎ 国保年金課

☎(80) 1143

国民年金保険料の追納制度

国民年金保険料の免除（全額免除・一部免除・法定免除）、若年者納付猶予、学生納付特例の承認を受けられた期間がある場合、保険料を全額納めた方と比べ、老齢基礎年金（65歳から受けられる年金）の受け取り額が少なくなります。

そこで、これらの期間の保険料については、将来受け取る老齢基礎年金を増額するために、10年以内であれば遡って古い月分から納める（追納）ことができます。

☎ 千葉年金事務所

☎043(242) 6320

ただし、免除等の承認を受けられた期間の翌年度から起算して3年度目以降の追納の場合、当時の保険料額に一定の加算額が上乗せされます。

※一部免除を受けた期間は、残りの納付すべき保険料が納付されていないければ追納はできません。

第9回山武市健康福祉まつり

「地域から始めよう健康と福祉のまちづくり」をテーマに今年度も健康福祉まつりを開催します。

福祉関係団体やボランティア等による各企画ブース（模擬店等）や、ステージ発表など楽しいイベントを用意しています。



日時 10月19日(日)
午前9時～午後3時（雨天決行）
場所 さんぶの森交流センター あららぎ館
☎ 山武市健康福祉まつり実行委員会（山武市社会福祉協議会）
☎(82) 7102